

## 「板橋区障がい者計画」及び 「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」の基本方針について

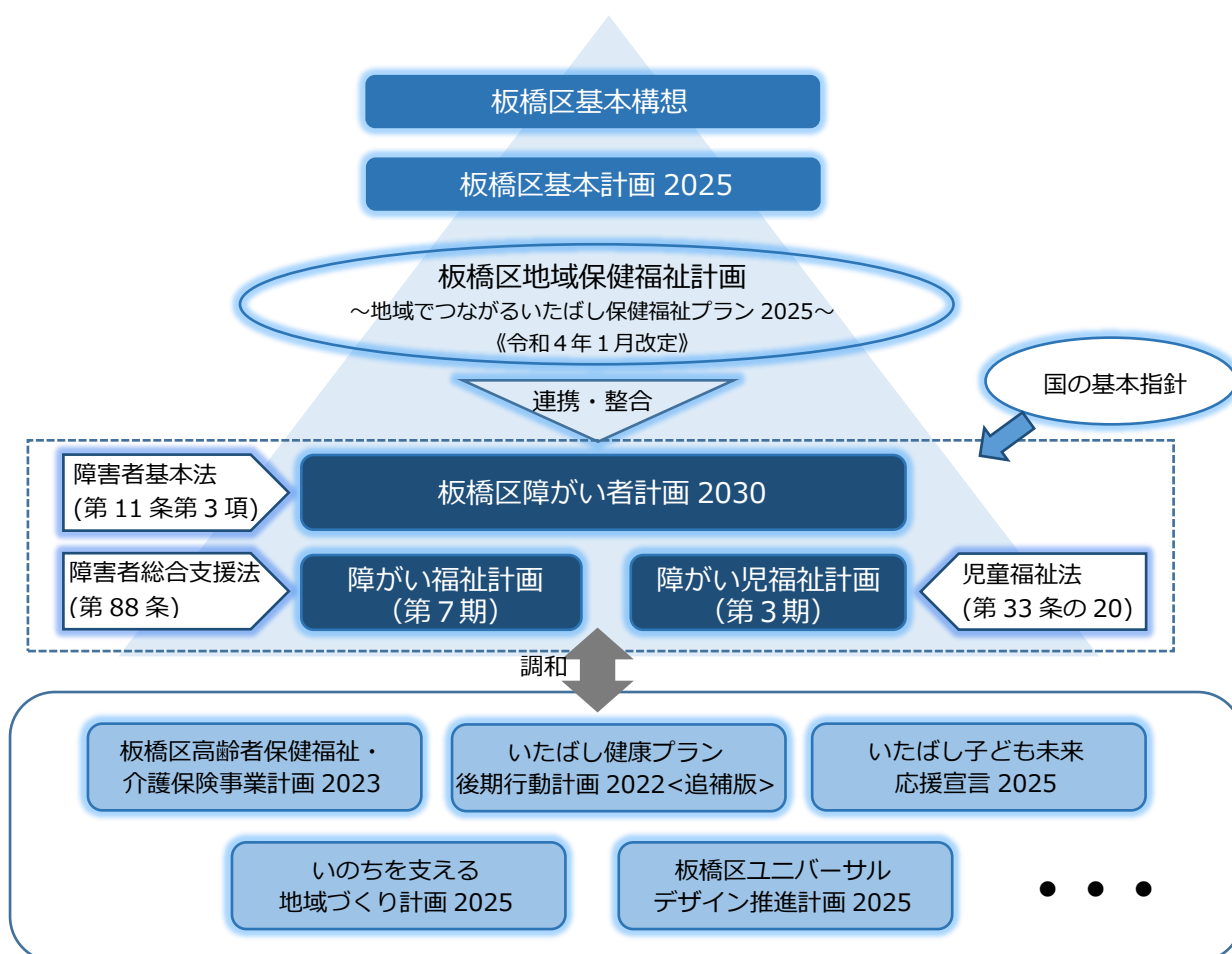
### 1 計画策定の趣旨

障がい者を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化している。

障がい者計画の上位計画である地域保健福祉計画においては、区の地域福祉を持続的に推進していくため、SDGsがめざす「誰一人として取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、地域力を生かした地域共生社会の構築をめざしている。これを踏まえ、現行計画においては、地域生活支援拠点等の整備や、板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）の開設などの取り組みを進めてきた。

今般、「板橋区障がい者計画 2023」及び「障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」の計画期間が令和5（2023）年度末で終了することに伴い、これまでの計画期間でみえてきた課題とこれからの方向性を照らし合わせ、地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めていくため、令和6（2024）年度からの新たな計画を策定する。

### 2 計画の位置付け

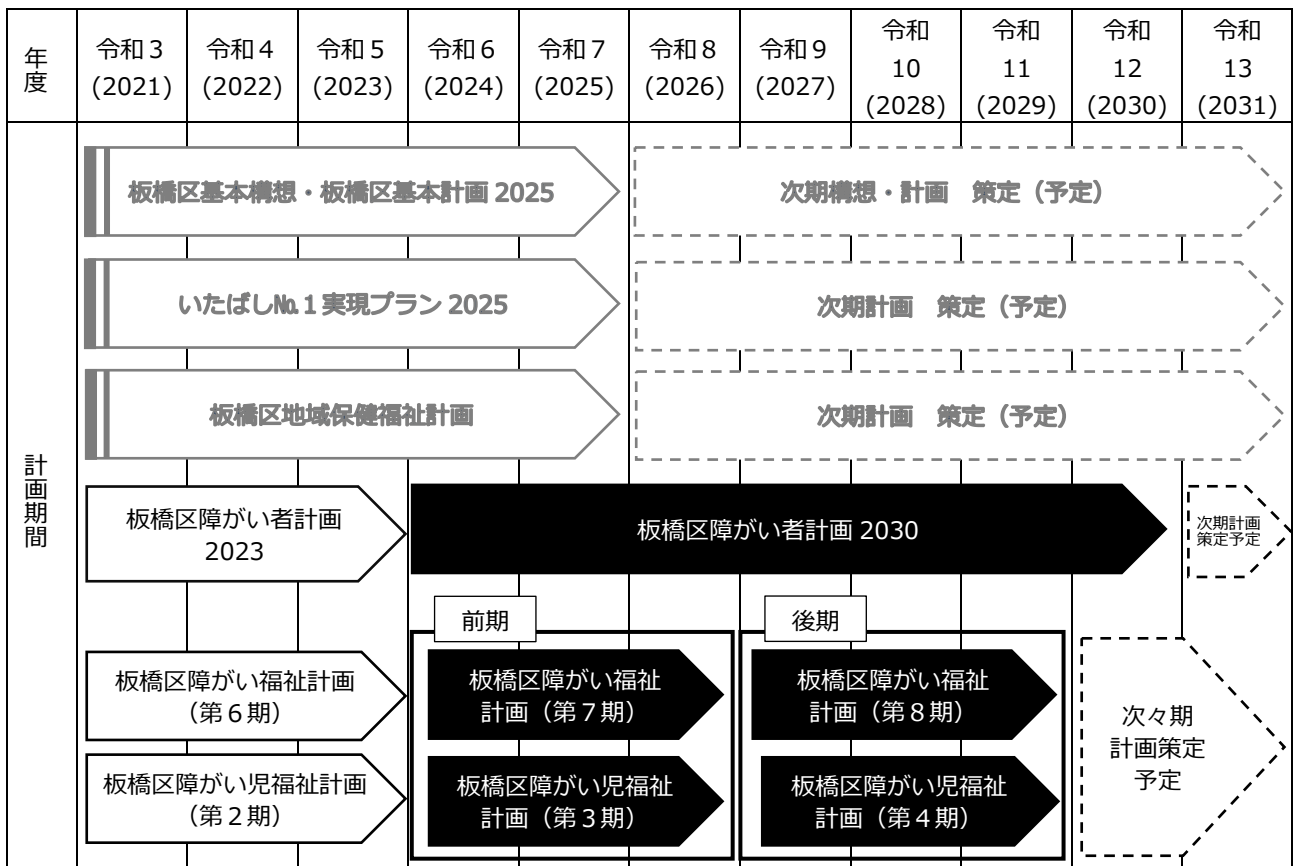


**障がい者計画**は、区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関、団体、事業者、区が、それぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」にあたる。

**障がい福祉計画・障がい児福祉計画**は、国の基本指針に基づき、障がいのある人または障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画である。それぞれ、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画である。

### 3 計画期間

障がい福祉計画等は法定で原則 3 年を 1 期とすることとなっている。一方、障がい者計画は、障がい福祉計画等の指針となる基本計画であり、期間に定めはない。障がい者施策は、施設整備をはじめ、障がい者のための制度設計等、長期的な視点が必要である。そこで、現行計画では 3 年の計画期間を、次期計画では令和 6 年度から 12 年度までの 7 年間とし、障がい福祉計画等を 3 年ずつ前期・後期に分けて策定する。次期障がい福祉計画等は、前期計画を策定し、後期計画は前期計画の進捗状況や課題等の点検結果を反映させて令和 8 年度に策定する。



#### 4 次期計画の基本的な視点

- 障がい者の権利の実現に向けた取り組みを推進していくため、令和4（2023）年に行われた国連の権利委員会による障がい者の地域生活、インクルーシブ教育システムの推進などについての勧告や、国や都の動向を注視し、これらと整合をとりながら次期計画を策定する。
- 「いたばしNo.1 実現プラン 2025」の重点戦略の一つである「SDG s 戦略ビジョン」として掲げる「誰一人取り残さない安心・安全なまち」との関連を意識するとともに、上位計画である「板橋区地域保健福祉計画」との整合をとりながら、施策の推進にはDXの手法も活用することとする。
- 障がい福祉を取り巻く環境は、種類や程度によって多様化・複雑化しているため、令和4（2023）年度に実施した区民実態調査のデータ分析に基づく地域の実態や、複数分野の専門家の助言・提言などを踏まえ、区における障がい者の傾向や福祉サービスのニーズなどを見極めたうえで、計画を策定する。

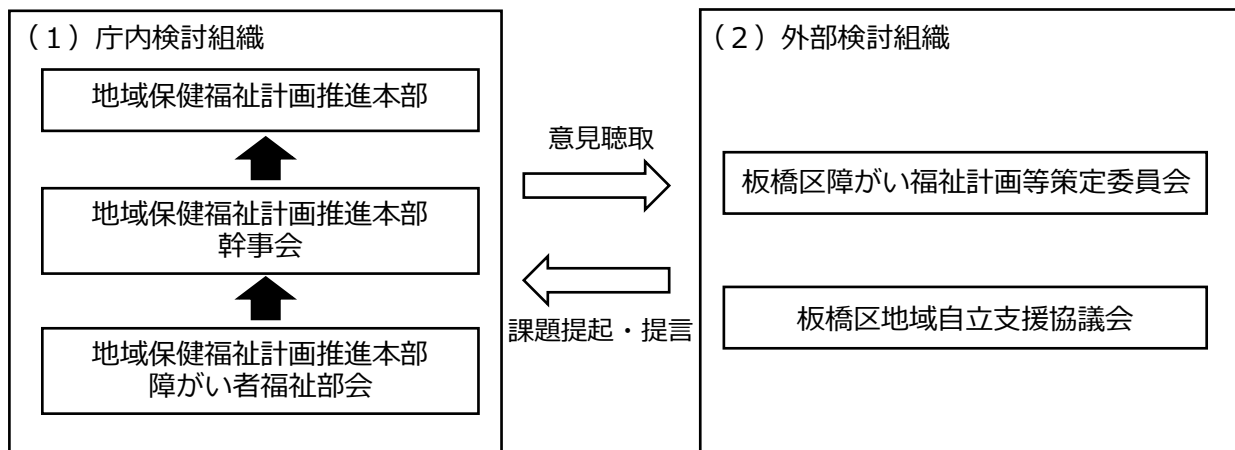
#### 5 検討体制

##### （1）庁内検討体制

係長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部障がい者福祉部会」、課長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」（庁議）において決定する。

##### （2）外部検討組織

学識経験者や地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者などにより構成される「板橋区障がい福祉計画等策定委員会」及び「板橋区地域自立支援協議会」において意見聴取し、計画に反映する。



#### 6 区民意向の反映

令和4年度に、障がい者の生活実態、生活自立度、障がいサービスの利用状況、障がいサービスに対する認知度・意識等を把握するため「障がい者実態調査」を実施した。計画策定の基礎資料として、課題整理や施策検討に活用する。

また、令和5年11月頃に、計画素案のパブリックコメントを実施予定である。このほか、関係団体との意見交換などを行い、当事者等の意向を反映していく。

## 7 策定までの流れ

月		計画策定工程	庁内検討組織 (地域保健福祉計画推進本部)	外部検討組織	区議会
3	上旬	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい者福祉部会 (3/17)</li> <li>■ 幹事会 (3/29)</li> </ul>		
	中旬				
	下旬				
4	上旬			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい福祉計画等策定委員会 (4/28)</li> </ul>	
	中旬				
	下旬				
5	上旬		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 庁議 (推進本部) (5/16)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域自立支援協議会 (5/19)</li> </ul>	
	中旬				
	下旬				
6	上旬	中間のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい者福祉部会 (6月下旬)</li> <li>■ 幹事会 (7月上旬)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 健康福祉委員会 (6/12)</li> </ul>
	中旬				
	下旬				
7	上旬				
	中旬				
	下旬				
8	上旬	素案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 庁議 (推進本部) (8/1)</li> </ul>		
	中旬				
	下旬				
9	上旬		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい者福祉部会 (9月上旬)</li> <li>■ 幹事会 (9月中旬)</li> </ul>		
	中旬				
	下旬				
10	上旬		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 庁議 (推進本部) (10/25)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい福祉計画等策定委員会 (10月中旬)</li> <li>■ 地域自立支援協議会 (10月下旬)</li> </ul>	
	中旬				
	下旬				
11	上旬	パブリックコメント募集			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 健康福祉委員会 (11/8)</li> </ul>
	中旬				
	下旬				
12	上旬	原案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい者福祉部会 (12月中旬)</li> <li>■ 幹事会 (12月中旬)</li> </ul>		
	中旬				
	下旬				
1	上旬		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 庁議 (推進本部) (1/23)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい福祉計画等策定委員会 (1月中旬)</li> <li>■ 地域自立支援協議会 (1月下旬)</li> </ul>	
	中旬				
	下旬				
2	上旬	計画の策定			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 健康福祉委員会 (2/15)</li> </ul>
	中旬				
	下旬				
3	上旬				
	中旬				
	下旬				